

## UC ETCカード特約（法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用）一部改定のお知らせ

2017年11月26日をもってUC ETCカード特約（法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用）を改定いたしますのでご案内いたします。特約の主な改定箇所は以下のとおりです。

### ■ UC ETCカード特約（法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用）新旧対照表

| 改定前  | 改定後  |
|--|--|
| <p>第2条（用語の定義）<br/>本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 「車載器」とは、法人会員がETCを利用するために車輻に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行なうための機器をいいます。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 「道路事業者」とは、平成11年建設省令38号に規定される公団または道路管理者のうち、ユーシーカード株式会社が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。</p> <p>6. 「通行料金」とは、道路整備特別措置法第2条第3項に規定される料金の中で通行に係る料金をいいます。</p> <p>7. ～8. (略)</p>   | <p>第2条（用語の定義）<br/>本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 「車載器」とは、法人会員がETCシステムを利用するために車輻に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行なうための機器をいいます。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者のうち、ユーシーカード株式会社が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。</p> <p>6. 「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいいます。</p> <p>7. ～8. (略)</p>   |
| <p>第3条（ETCカードの発行と管理）</p> <p>1. 法人会員規約及びコーポレート会員規約・カード使用者規約（以下、「会員規約」と総称します。）に定めるクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）は、当社が発行するクレジットカードの法人会員が、会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、クレジットカードに追加してETCカードを発行し、会員規約のクレジットカード発行に関する定めに従い貸与いたします。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. ETCカードを他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETCカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>4. ～6. (略)</p> <p>7. ETCカードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員ならびにカード使用者として適当と認めた方に、新しいETCカードとETCカード特約を送付します。なお、有効期限内のETCシステムの利用により発生した通行料金等のお支払については、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。</p> | <p>第3条（ETCカードの発行と管理）</p> <p>1. 法人会員およびカード使用者がETCカード追加対象として指定したクレジットカード（以下「指定カード」と称します。）の会員規約・カード使用者規約（以下「会員規約」と称します。）に定めるクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）は、当社が発行するクレジットカードの法人会員が、会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、指定カードに追加してETCカードを発行し、会員規約のクレジットカード発行に関する定めに従い貸与いたします。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 法人会員及びカード使用者は、ETCカードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETCカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>4. ～6. (略)</p> <p>7. ETCカードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員ならびにカード使用者として適当と認めた方に、新しいETCカードとETCカード特約を送付します。なお、有効期限内のETCカードの利用により発生した通行料金等の支払いについては、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。</p> |
| <p>第4条（ETCシステムの利用方法）</p> <p>1. カード使用者は、道路事業者所定の料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し無線により路</p>   | <p>第4条（ETCカードの利用方法）</p> <p>1. カード使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側シス</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>側システムと必要情報を授受することにより、ETCシステムに通行記録を記録します。</p> <p>2. 無線による路側システムとの必要情報の授受が適正に終了しない場合、路側システムが設置されていない料金所の場合、利用証明書の発行を希望する場合、障害者割引措置等を受ける場合など、特別な利用については道路事業者所定の方法によるものとします。</p>   | <p>テムと無線で必要情報を授受することで、通行料金の支払いができます。</p> <p>2. カード使用者は、道路事業者の定める料金所においてETCカードを提示することで通行料金の支払いができます。</p>  |
| <p>第5条（ETCシステムの利用により発生した通行料金等の支払）</p> <p>1. 当社は、カード使用者がETCシステムを利用することにより発生した通行料金等を、ユーシーカード株式会社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、クレジットカードのご利用代金と合算して請求し、会員規約の定めるところにより支払義務のある者（以下、「支払義務者」と称します。）がこれを支払うものとします。</p> <p>2. 第1項に基づくETCシステムの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、支払義務者と道路事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとします。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>  | <p>第5条（ETCカードの利用により発生した通行料金等の支払い及び利用可能枠）</p> <p>1. 当社は、カード使用者がETCカードを利用することにより発生した通行料金等を、ユーシーカード株式会社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードのご利用代金と合算して請求し、会員規約の定めるところにより支払義務のある者（以下「支払義務者」と称します。）がこれを支払うものとします。</p> <p>2. 前項に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、支払義務者と道路事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとします。</p> <p>3. カード使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて法人会員がETCカードを利用した場合、支払義務者は当然にその支払いの責を負うものとします。</p>   |
| <p>第6条（ETCカードの解約及び利用停止と返却）</p> <p>1. 法人会員もしくはカード使用者は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、支払義務者は、当社に対して解約日までに発生したETCシステム利用による通行料金等の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 法人会員及びカード使用者がクレジットカードに関してその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づく地位も喪失するものとします。</p> <p>3. 法人会員及びカード使用者のいずれかが本特約及びクレジットカードの会員規約に違反した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETCカードの使用を停止すること、または法人会員及びカード使用者の本特約に基づく地位を取り消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に当該ETCカードの無効を通知することがあります。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p>第6条（ETCカードの解約及び利用停止と返却）</p> <p>1. 法人会員またはカード使用者は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、支払義務者は、当社に対して解約日までに発生したETCカード利用による通行料金等の全額を支払うものとします。</p> <p>2. 法人会員及びカード使用者が指定カードを退会またはその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づく会員資格も喪失するものとします。</p> <p>3. 法人会員もしくはカード使用者が本特約または指定カードの会員規約に違反した場合、ETCカードもしくは指定カードの使用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETCカードもしくは指定カードの使用を停止すること、または会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者に当該ETCカードの無効を通知することがあります。</p> <p>4. 事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約または資格喪失した以降に、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、支払義務者は、当該売上を本特約に基づき当社に支払うものとします。</p> |
| <p>第7条（ETCカードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ETCカードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行ないます。その場合、当社所定の手数料を申し受けます。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>   | <p>第7条（ETCカードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、当社が適当と認めた場合にETCカードを再発行します。その場合、法人会員は、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>3. ETCカードの紛失・盗難の場合の法人会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。</p> <p>4. 法人会員またはカード使用者がETCカードを車内に放置していたことにより紛失または盗難にあった場合、紛失・盗難について法人会員またはカード使</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <u>用者に重大な過失があったものとみなします。</u>   |
| <p>第8条（ETCカードの年会費）</p> <p>1. 法人会員またはカード使用者は、当社に対しクレジットカード所定の年会費とは別にETCカード所定の年会費を支払うものとします。なお、ETCカードの年会費の支払日、支払方法は当社所定の時期、方法によるものとします。</p> <p>2. 支払方法は、ETCカード利用代金と同様とします。</p> <p>3. (略)</p> | <p>第8条（ETCカードの年会費）</p> <p>1. 法人会員またはカード使用者は、当社に対し指定カード所定の年会費とは別にETCカード所定の年会費を支払うものとします。なお、ETCカードの年会費の支払方法はETCカード利用代金と同様とし、<u>支払日は当社所定の時期によるものとします。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. (略)</p> |
| <p>第9条（免責事項）</p> <p>当社は、第5条に基づくETCシステムの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。</p>   | <p>第9条（免責事項）</p> <p>当社は、第5条に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。</p>  |
| <p>第10条（個人情報の取り扱い）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項の情報は当社の責任において適切に管理し、目的外利用及び第三者への開示・漏洩はいたしません。</p>   | <p>第10条（個人情報の取り扱い）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、前項の情報を目的外利用及び第三者への開示または漏洩をしないよう、<u>当社の責任において適切に管理します。</u></p>   |
| (新設)   | <p>第12条（本特約の変更等）</p> <p><u>当社は、本特約の一部または全てを変更する場合は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により法人会員にその内容を告知します。告知後にカード使用者がETCカードを利用した場合、または告知開始後1ヶ月を経過した時点で、法人会員及びカード使用者が変更内容を承認したものとみなします。</u></p>     |

【下線部は改定部分を示します。】